

## 手順書：循環動態に係る薬剤投与関連

### 33. 持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整(3)

#### 【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、栄養状態、尿量、水分摂取量、不感蒸泄等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整を行う

#### 【手順書の対象となる患者】

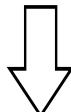
- 1. 静脈ラインからの水分補給を要する
- 2. 静脈ラインからの糖質輸液を要する
- 3. 静脈ラインからの電解質調節を要する



\*いづれかに該当した場合、手順書の対象患者となる

#### 【患者の病状の範囲】

- 1. 意識状態の急激な変化がない
- 2. バイタルサインの明らかな異常がない
- 3. 心不全徵候がない
- 4. 直近の採血上で著しい電解質異常がない( $120 \leq \text{Na} \leq 160$ 、 $2.5 \leq \text{K} \leq 6.0$ )

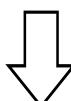


\*すべてに該当した場合、手順書の範囲内となる

\*病状の範囲外の場合には、担当医の院内 PHS に連絡する。

#### 【診療の補助の内容】

1. 持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整  
(実施内容:輸液のメニュー検討→検討内容を主治医に提案)



\*特定看護師に代理オーダーの権限はありません

#### 【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識レベルの明らかな悪化がない
- 自覚症状や行動様式の変化がない
- バイタルサインの悪化がない
- 心電図の変化がない
- 呼吸状態の悪化がない



\*上記内容に異常を認めれば、担当医の院内 PHS に連絡する。

#### 【特定行為実施後の報告について】

1. 担当医へ特定行為実施についての報告
2. 実施内容とアセスメントについて診療記録への記載

#### 【医療の安全を確保するために医師、歯科医師との連絡が必要になった場合の連絡体制】

1. 安全な医療を提供するために、必要時には報告、連絡、相談を行う。
2. インシデント、アクシデントに関連した事案について、担当医、指導医、医療安全室に報告する。
3. 土日、祝日、夜間に關しては、担当医もしくは当直医へ報告する。